

令和7年度

市教研究生徒指導部会通信

8月の例会について

今回は施設見学ということで、千葉法務少年支援センター（千葉少年鑑別所）の施設見学してまいりました。最近の子どもたちを取り巻く社会状況や非行の質の変化、非行のピーク等について学び、非行の背景には人や社会との「つながり」が関係しているのではないかと考えさせられました。また、千葉法務少年支援センターの施設を見学し、観護処遇中の生活や支援の様子を知ることができました。大変多くの先生方にご参加いただき、知見を広げるよい機会となりました。

○千葉法務少年支援センターについて

少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます（※千葉法務少年支援センターHP から引用）

○千葉法務少年支援センターの主な支援

千葉法務少年支援センターでは、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、

- ・能力・性格の調査
- ・問題行動の分析や指導方法の提案
- ・こどもや保護者に対する心理相談
- ・事例検討会等への参加
- ・研修・講演
- ・法教育授業等
- ・地域の関係機関等が主催する協議会への参画
- ・成人に対する心理相談、問題行動の分析

などの支援を心理学等の専門家がを行っています。

（※千葉法務少年支援センターHP から引用）



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見をもって、地域社会に貢献しようとする姿勢を示しています。

（※法務省 HP 少年鑑別所のしおりから引用）

○少年鑑別所について

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと（法務少年支援センター）を目的とする、法務省所管の施設です。

鑑別

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

観護処遇

観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。

少年の一日の過ごし方（例）



（※法務省 HP 少年鑑別所のしおりから引用）

